佐賀県告示第百二十八号

百二号) 振動規 制法に基 \mathcal{O} _ 部を次 づく振動 のように改正し、 の規制 地域及 平成二十四年四月一 び規制基準 (平成四年佐賀県告示第 日 から施行する。 兀

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 コ

らキまでとし、 でとする。 からサまで」 指 定地 に改め、 域 中 チからナまでを削り、 カ ア 5 からケまでを削 タまで」を「からキまで」に、 ニをクとし、 り、 コをアとし、 ヌからノまでをケからサま 「チか サ からタまでをイか 5 ノまで」を「ク

を セまでを削 を削り、サをアとし、 ヌをケとし、ネをコとし、 「からクまで」 「吉野 時間及び ケ里町、 る。 に、「テからノまで」 区 基山 域 の区分ごとの シからツまでをイからクまでとし、 町、 上峰町、 ノをサとし、 規 制基準 有田町及び大町町の区域」 を 「ケ 同備考の2の カコ \mathcal{O} 備考 らサまで」 \mathcal{O} 2 (2) 中 \bigcirc に改め、 テ (1) からニまでを削 中 「次に掲げる区域」 に改め、 カコ ア 5 カン ツ まで」を らコまで アから り、

「並びに関係市役所」を削る。